

4 佐藤英行議員

- 1 今後の岩内町の財政について
- 2 地方自治法改正による損害賠償責任の一部免責について
- 3 地方公務員の非正規職員に関する制度改革について



1 今後の岩内町の財政について

市民自治を考える会の佐藤です。

町政を執行していくうえで健全な財政運営をしていかなければならないのは当然のことですが、そのことを踏まえて生産的な町政を執行していくことが求められています。

平成28年度の道内市町村の普通会計決算の確報値が示されました。

自治体財政の弾力性を示す指標の経常収支比率は、上昇するとそれだけ財政が硬直化するといわれ、100%前後であれば財政運営は苦しく、政策選択の幅が小さくなるため住民の取り巻く環境変化へ機敏に対応できなくなるといわれております。岩内町においては平成26年度91.0%、全道町村平均83.0%、平成27年度90.4%、同じく全道町村平均81.5%、平成28年度94.5%、同83.5%と全道町村平均よりも高くなっています。

地方債現在高は借金の累計額であり、これを標準財政規模で除したのが地方債残高倍率で、一般に残高倍率が2.0倍を超えると借金返済の公債費負担が重荷になり、財政運営は厳しいとされております。岩内町においては平成26年度2.49倍、全道町村平均1.79倍、平成27年度2.53倍、同1.84倍、平成28年度2.6倍、同1.87倍と年々増加傾向にあります。

積立金残高は財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計ですが、これを標準財政規模で除した積立金残高比率は岩内町においては平成27年度29.4%、全道町村平均81.9%、平成28年度28.9%、同83.4%と低い比率になっております。

自治体財政健全化法による健全化判断比率の4指標のうち、18%を超えると公債費負担適正化計画の策定が義務付けられ、地方債発行は北海道の同意が必要となる実質公債費比率は、平成26年度12.5%、全道町村平均10.2%、平成27年度12.5%、同9.5%、平成28年度13.1%、同9.1%となっております。

将来負担すべき借金の重さを見る指標の将来負担比率は平成26年度210.4%、全道町村平均17.4%、平成27年度167.9%、同9.8%、平成

28年度173.9%、同6.7%となっております。全道町村の中でも厳しい財政状況だということがこれらから読み取れます。

そこでお伺いします。

- 1、積立金のうちの財政調整基金とはどのような用途を目的としているのか、直近でいくら積み立てているのか。また岩内町クラスの自治体にとってどのくらいが適正なのか、そのための積み立てはどのようにしていくのか。
- 2、平成28年第1回定例会において将来負担比率の今後の推移の質問に、町長は今後5年の見通しについて、今後2年間は、平成26年度と比較して数十%下降し、その後、さらに下降していく見込みと答弁されております。確かに翌年度は42.5ポイント下がっておりますが平成28年度は、逆に若干ですが上がっております。上がった理由と今後どのように将来負担比率を下げていくのか、また今後の推移はどのようになるのか。
- 3、最小の経費で最大の効果を挙げるという、地方自治法の理念のもと財政指標を念頭に入れて、目的のための財政運営が必要である。健全な財政運営が目的ではなく、財政運営は手段である。このことを踏まえ、現下の窮屈な財政の下、最大の福祉を実現し、住んでよかったと思える街づくりに対する町長の考えをお伺いしたい。

【答 弁】

町 長：

今後、岩内町の財政について3項目のご質問であります。

1項めは、財政調整基金とは、どのような用途を目的としているのか、直近でいくら積み立てているのか、また、岩内町クラスの自治体にとってどのくらいが適正なのか、そのための積み立てはどのようにしていくのかについてであります。

財政調整基金の用途につきましては、岩内町財政調整基金条例において、災害対策の財源その他緊急を要し、又は必要やむを得ない財政需要に応ずる財源に充てると規定されております。

次に、直近での積立額についてであります。直近3年間の状況は、基金の運用利息として平成29年度では約7万5千円、平成28年度は約6万4千円、平成27年度は約11万8千円を積み立てており、平成29年度末の残高は、約1億4千2百万円となっております。

次に、適正額と積み立て方法についてであります。自治体の規模分類での適正な基金残高についての基準がないため、町においてどの程度の額が適正であるかどうかという判断には至っておりませんが、まずは単年度の収支均衡を図ったうえで、一定程度の繰越金が生じなければ、財政調整基金への積み立てはできないことから、限りある財源の中で、事業を取捨選択するなど、効果的かつ効率的に事業を進めながら、基金積み立てができるよう財政を運営していく必要があると考えております。

2項めは、平成28年第1回定例会において、将来負担比率の今後の推移の質問に、今後2年間は、平成26年度と比較して数十パーセント下降し、その後、さらに下降していく見込みと答弁され、翌年度は42.5ポイント下がっているが、平成28年度は逆に上がっており、上がった理由と今後どのように将来負担比率を下げしていくのか、また今後の推移はどのようになるのか、についてであります。

将来負担比率の推計にあたっては、将来における地方債発行額の推計が困難であることに加え、標準財政規模の推計も難しいことなどから、一定の条件のもとで算出するため、推計と実数値との乖離が生じやすい指標であります。

そのため、平成28年度では、国勢調査に伴う人口減少により、普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額が大きく減少したことに加え、地方債発行額も岩内地方清掃センターの建設などに伴い、地方債償還額よりも増加したため、比率が上昇したものであります。

この将来負担比率を下げるためには、地方債の発行額を抑制することが必要であることから、各年度におけるプライマリーバランスを重視した中で、各種事業を取捨選択していかなければならないものと考えております。

また、今後の将来負担比率の推移につきましては、翌年度以降の地方債発行額の推計が現時点では困難なことから、一定の条件のもとでの推計となりますが、平成32年度までは、同程度又は減少傾向になるものと推計しております。

しかしながら、平成33年度以降につきましては、国勢調査による人口減少に伴う普通交付税などへの影響が懸念されることから、現時点では一時的に増加する場合もあるものと見込んでおります。

3項めは、最小の経費で最大の効果を挙げるという、地方自治法の理念のもと財政指標を念頭に入れて、目的のための財政運営が必要である。

健全な財政運営が目的ではなく、財政運営は手段である。

このことを踏まえ、現下の窮屈な財政の下、最大の福祉を実現し、住んでよかったと思える町づくりに対する町長の考えは、についてであります。

現在の町の財政状況につきましては、人口減少により普通交付税の交付額の水準が低位で推移していることや、町税の減収に加え、社会福祉関係経費や公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加などにより、厳しい財政運営となっております。

こうした状況下におきましても、将来への夢や希望を持ち続けられる活力ある地域づくりを目指すため、身の丈にあった予算を基本に、各種施策の優先順位を決めながら、町政執行方針に掲げる各種主要施策を着実に実行していくことが、町民の皆様にとって安全・安心に住み続けることができ、住んでいて良かったと思える町づくりに繋がるものと考えております。

< 再 質 問 >

財政調整基金の岩内町において、どの程度が適正であるかどうかという判断には至っていないという答弁をしておりますけれども、一般的には標準財政規模の10%が適正とされています。これにあてはめると、本町はどのくらいになるのか。また、現在額との差はどのくらいになるのか。

財政調整基金の積立は、一定程度の繰越金が出てこなければできないとあるが、岩内町財政調整基金条例では、剰余金のほか、予算の定める額とあり、計画的に財政調整基金に予算化することは考えていないのか。

【答 弁】

町 長：

今後の岩内町の財政について、2項目のご質問であります。

1項めは、財政調整基金は一般的に標準財政規模の10%が適正とされているが、これにあてはめると本町はどのくらいなのか、そして、現在額との差はどのくらいかについてであります。

町の標準財政規模につきましては、平成29年度では、40億円程度でありますので、その10%とすれば4億円となり、財政調整基金の現在高との差は2億5,800万円となっております。

2項めは、財政調整基金の積み立ては、一定程度の繰越金が生じなければできないとあるが、岩内町財政調整基金条例では、剰余金のほか、予算の定める額とあり、計画的に財政調整基金に予算化することを考えていないのかについてであります。

財政調整基金につきましては、一般的には繰越金を財源として補正予算により予算化して積むこととなりますが、近年は単年度収支が赤字のため積み立てしていない状況であります。

しかしながら、平成29年度決算におきましては、現在集計作業中ではありますが、まずはここ数年続いた赤字が解消され、一定程度の改善が見受けられております。

こうしたことから、今後につきましては、各種継続した取り組みを重ね、財政調整基金を年度末などに予算化して積み立てできるよう努めてまいりたいと考えております。

2 地方自治法改正による損害賠償責任の一部免責について

地方自治法が平成29年6月に改正されました。第243条の2に、普通地方公共団体の長等損害賠償責任の一部免責を新たに新設しました。第1項を引用します。普通地方公共団体は、条例で、当該地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員(以下、普通地方公共団体の長等)の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

これは、首長や職員が住民に訴えられ、多額の損害賠償が発生した場合、これまでは善意でかつ重大な過失がない場合も個人の負担となる可能性があったのに対し、改正法は条例で減免できるようになりました。

6月5日開催の岩内町議会社会文教委員会で、町墓苑の墓地使用許可取り消し訴訟において札幌地裁裁判長から町が国家賠償法上の責任を免れることはないとして①町の負担で墓の移設、②隣の利用者の承諾を得て現状通りの利用をみとめる、との2案の和解案を示された。しかし協議が決裂し和解ができなくなった。よって7月中に判決となると、理事者より報告を受けました。

裁判長の和解案の前提となっていることを考えると岩内町側に責任があることとなります。判決を見なければ判断が付きませんが二審まで進む可能性もあるだろうと思います。また、岩内町が公金を出して解決に向かうことも考えられます。内容によってはその公金支出に当たって住民から不適切支出として賠償責任が問われることもあります。

このことも念頭に置きながら、改正地方自治法第243条の2第1項に基づいて、岩内町長等における損害賠償責任の一部免責条例を制定する必要性があると考えます。行政に携わる職員等が委縮せず職務を行うことは大事で必要なことですが、自らの損害賠償責任の一部免責を自らが検討していくことは問題があると思われま

す。そこで伺います。

- 1、改正地方自治法第243条の2による岩内町の条例制定の日程は。
- 2、損害賠償額の上限規定等の内容検討はどの会議体で検討していくのか。

【答 弁】

町 長：

地方自治法改正による損害賠償責任の一部免責について2項目のご質問であります。

1項めは、改正地方自治法第243条の2による岩内町の条例制定の日程はについてであります。

平成29年6月に公布された地方自治法等の一部を改正する法律において、地方自治法に新たに規定された普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責につきましては、会社法や独立行政法人通則法などの他の法令においても、損害賠償責任を軽減する仕組みが設けられていることから、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長や職員等の個人が負担する損害賠償責任を軽減することを目的に改正されたものであり、施行日は平成32年4月1日とされているところであります。

この改正に伴い、国においては地方公共団体が条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額となる最低責任負担額を政令において定めることとしておりますが、現時点において政令が公布されていないため、条例設定の有無も含め、具体的な検討作業は行っていないところであります。

2項めは、損害賠償額の上限規定等の内容検討はどの会議体で検討していくのか、についてであります。

只今、申し上げましたとおり、条例設定の有無も含め、これまでに具体的な検討作業は行っていないところでありますが、今後は、国から示される政令等の内容を確認しながら、条例改正の必要性や改正内容、その方法について検討してまいります。

3 地方公務員の非正規職員に関する制度改革について

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が平成17年45万6千人、平成20年49万8千人、平成24年59万9千人、平成28年64万5千人と増加していますが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないということで、平成29年5月に地方公務員法の一部改正がされました。

政府方針の同一労働同一賃金原則に基づき、正規・非正規職員間の格差を是正することを目的としたものです。その中で、会計年度任用職員制度が創設されました。

そこでお伺いします。

- 1、会計年度任用職員制度とはどのような内容なのか。
- 2、平成17年、平成20年、平成24年、平成28年の本町における臨時・非常勤職員数は、また岩内町費職員に対する割合は。
- 3、正規職員と同様に非正規職員も、住民福祉の向上のための公共サービスを担う労働者である。会計年度任用職員制度の実施によりどのように処遇が改善され、正規・非正規職員の格差が是正されるのか。
- 4、非正規職員への賃金を現在消耗品代などの需用費と同じ物件費に計上しているが、今後は科目が変わるのか。
- 5、岩内町においても、会計年度任用職員制度の平成32年4月の施行に向けて現在取り組んでいると思うが、それにあたっての方針と現在の状況および条例の設定・改廃も含めてのこれからの検討内容・スケジュールはどのようなになるのか。

【答 弁】

町 長：

地方公務員の非正規職員に関する制度改革について、5項目のご質問であります。

1項めは、会計年度任用職員制度とはどのような内容なのかについてであります。

会計年度任用職員制度は、地方公共団体における行政需要の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運営の推進と、臨時・非常勤職員に係る労働条件を整備するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により創設されたもので、一般職の非常勤職員を会計年度任用職員と位置づけ、その採用方法や任期等を明確にするための規定が設けられたところであります。

勤務形態としては、フルタイム勤務とパートタイム勤務の2つに区分され、一会計年度内の期間で、任命権者が定める任期で勤務する非常勤職員となっております。

2項めは、平成17年、20年、24年、28年における臨時・非常勤職員数は、また、町職員に対する割合はについてであります。

臨時・非常勤職員につきましては、勤務形態も多種多様であり、各年度の基準日によって大きく異なりますが、各年度10月1日現在の状況で申し上げますと、代替登録の職員数も含め、平成27年度は83名で、割合は43.9%、失礼しました、平成17年度は83名で、割合は43.9%、平成20年度は97名で、割合は57.1%、平成24年度は88名で、割合は53.0%、平成28年度は91名で、割合は55.5%となっております。

3項めは、会計年度任用職員制度の実施によりどのように処遇改善され、正規・非正規職員の格差が是正されるのかについてであります。

新たに導入された会計年度任用職員制度は、臨時・非常勤職員の労働条件を適正に確保するため、その任用要件の厳格化を図り、その処遇や給付についても、これまでの制度を抜本的に見直すというものであります。

具体的には、一般職に適用される服務規定などの各規定が適用されるほか、給付面においては、フルタイム勤務では給料及び一定の手当が支給対象に、また、パートタイム勤務では、報酬の支給のほか、新たに期末手当の支給対象とすることができる規定となったことなどが挙げられ、制度全体として収入面での充実は一定程度見込まれる仕組みとなっておりますが、町といたしましては、現時点において具体的な勤務条件や任用基準を設定していないことから、現状と比較する段階には至っておりません。

いずれにいたしましても、改正後の地方公務員法に基づき、任用機会の平等性の確保や勤務時間・休暇等の適切な運用、また、職務の内容・責任に応じた適切な給付など、これらの任用規定や服務規律等を適切に整備していくことで、会計年度任用職員制度創設の目的である臨時・非常勤職員に係る労働条件や収入の均衡化が図られていくものと考えております。

4項めは、非正規職員の賃金を需用費と同じ物件費に計上しているが、今後は科目が変わるのかについてであります。

現時点におきましては、国から支出科目の変更等についての通知は届いておりませんが、こうした給付に関する予算や決算における具体的な取扱いについては、国において検討し、改めて示すこととされていることから、今後示される通知内容を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

5項めは、平成32年4月の施行に向けて方針と現在の状況および条例の制定・改廃等も含めて、これからの検討内容・スケジュールはどのようになるのかについてであります。

会計年度任用職員制度を整備していく上で、まずは現在雇用している臨時・非常勤職員等の任用根拠や勤務形態等を正確に把握することが重要な作業と認識しており、現在その準備を取り進めているところであります。

今後につきましては、この全体を把握する作業を終えたのち、様々な条件を現用職員に当てはめる等の方法により検討を進めながら、具体的な勤務条件や任用基準の設定、また、予算シミュレーションなどを重ねていくといった作業に移ることを想定しておりますが、こうした一連の作業工程には相当の時間を要するものと考えており、現時点では、条例・規則等の具体的な例規整備に着手するのは、平成31年度になるものと想定しております。

いずれにいたしましても、今後も国から示されている事務処理マニュアル等を参考にしながら、計画的に準備を進めてまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

先ほどの答弁で、平成17年、20年、24年、28年の非正規職員の多さに驚きを感じ得ません。

公共の住民サービスは非正規職員に負っているところ多としているのが、これがまあ現実です。

フルタイム勤務には、給料及び一定の手当てが、パートタイム勤務には報酬のほか、新たに期末手当の支給対象とすることができるとありますけれども、パートタイムの会計年度任用職員を給料、手当ての支給対象からはずしたというのは、同じ住民福祉の向上のための公共サービスを担っているのに、非正規職員内での差を是正するどころか、固定化につながるという、つながりかねません。岩内町においては、平成32年4月の施行に向けての作業の中で、この差を是正する方向で進めるべきだと考えるべきではありませんか。

【答 弁】

町 長：

地方公務員の非正規職員に関する制度改革についてのご質問であります。

フルタイム勤務では給料及び一定の手当が支給対象となるのに対し、パートタイム勤務では報酬及び期末手当の支給となっているが、フルタイム勤務とパートタイム勤務間での差を是正する方向で進めるべきではないか、についてであります。

会計年度任用職員制度の導入にあたりましては、地方自治法が改正され、フルタイム勤務及びパートタイム勤務それぞれへの給付方法について、新たに規定されたところであり、第203条の2においては、パートタイムの会計年度任用職員については、報酬及び費用弁償を支給しなければならないとされ、期末手当についても支給することができることとされたところであります。

一方、第204条においてはフルタイムの会計年度任用職員に対して、給料を支給しなければならないことのほか、期末手当についても支給できる旨、明文化されたところであります。

町といたしましては、平成32年4月1日の制度施行に向け、今後も会計年度任用職員に係る具体的な勤務条件や任用基準の設定をしていくこととなりますが、こうした法改正の主旨に沿った運用を行い、国から示されている事務処理マニュアル等を参考にしながら、計画的に準備を進めてまいりたいと考えております。